

最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

—地方圏中高年ロスジェネ単身層に着目して—

石 井 まこと

1 課題と背景

金澤誠一と中澤秀一による最低生計調査の成果が出されて久しい（金澤2012，中澤2011）。2022年9月までに27都道府県の地域別最低生計費が明らかになっている。そこで明らかにされた事実は、最低生計費には、都道府県別地域間格差がほぼないということである。最低賃金や人事院の「標準生計費」では、都道府県間で2割程度の格差が存在していることと対照的である。最低賃金は地方圏のパート労働者の低賃金を規定している。また、人事院の「標準生計費」は、総務省の「家計調査」という実態調査をもとに算出され、地方圏で支出家計費が低く表されている結果、地方圏の生計費は安くてすむと示され、結果、地方圏の賃金は低いことが正当化されている。2006年に人事院は、地方圏で民間給与が低いことを理由に、平均賃金を4.8%下げ、都市圏には3～18%の地域手当を上乗せする地域間格差拡大型の「給与構造改革」を実施しており、政府においても地方圏の賃金を低くする方向にある¹⁾。

一方、最低賃金については2008年の最低賃金法改正以来、最低賃金を引き上げることには、多くの同意が得られてきており、世界最低レベルとも言われた最低賃金額が底上げされてはいる。しかし、同時に地方圏と都市圏間の格差は維持・拡大し続けている。本稿では、この地域間格差の放置や拡大がいかなる

1) 人事院『平成18年度年次報告書』

(2) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

問題を引き起こすのかについて、これまで最低生計費調査では試算されてこなかった中高年単身者の最低生計費を算出し、地方圏に住む中高年者が抱える生活課題とともに明らかにしたい。

これまで「増田レポート」(増田2014)において人口減少の結果、2040年までに自治体の半数近くが消滅可能性都市として機能しなくなる「地方消滅」が起きるとされ、その対抗策として「地方創生」政策が展開されてきた。しかしながら、政府の政策は人口増加政策としての側面が色濃く現れており、生活者の視点にたった政策にはなっていない(石井2021)。地方圏から都市圏への若年層の移動が問題視されてきたが、近年では東京圏への流入を除き社会移動は落ち着いている。さらに一時的に都市圏へ移動した若年層も地方圏へ移動する動きや、地方圏間での動きもみられる。こうしたなかで、問題は若年層の次の段階、子育てや親の介護、晩婚化とともに結婚・離婚・再婚・離死別などを経た中高年層がいかなる暮らしを地方圏で展開するかである。

しかしながら、地方圏で生活する中高年層について、「地方創生」論のなかで議論することはほとんどみられない。かつて藤森(2010)が『単身急増社会の衝撃』として問題提起をしたが、地方圏で中高年単身層の増加がもたらす影響についての研究は進んでいない。中高年層は2008年のリーマンショック以来、ロスジェネ層と呼ばれて社会問題の対象として議論されてきた。この世代は、第二次ベビーブームの人口増加期に出生し、学卒期にバブル経済崩壊による求人が減少する不況期が重なった世代であり、「就職氷河期世代」とも言われる。10年ほど前から、中高年フリーター問題として、近年ではミッシングワーカーとして、働くことができない中高年層の問題がクローズアップされてきた(NHK2020)。

こうしたなかで2019年によく政府は「就職氷河期世代支援プログラム」を打ち出した。35~44歳の支援を必要とする層を100万人程度と見込み、そのうち30万人正社員化を目指すとして、2022年までに10万人程度が正社員化され

ていると報じられた²⁾。

しかしながら、中高年のロスジェネ層と呼ばれる層は日本的雇用システムから排除され続けた結果、非正規層は300万人とも400万人とも言われており、政府の対策ではほとんどの置き去りにされる層を救済することはできない。

本稿で様々な階層のなかで中高年層に着目する理由は2点ある。1つは若年層のライフコースの次の段階にあるという点である。これまで最低生計費においては、若年単身の次は子育て世代を試算しているが、中高年者の単身者が増加するなかで、これまで実施されていなかった移行先としての中高年単身者の理論生計費を試算し、現実の生計費との格差がもたらす問題を明らかにできる点である。

もう1つは、2040問題や8050問題³⁾として取り上げられているように、現在分厚い人口を抱えている中高年が今後、高齢期に入っていくなかでの生活困難へ予防が出来るかという点である。少子高齢化の問題は、課題を抱えた中高年の増加の結果と捉えられる。現在の中高年は高度経済成長期の皆婚・皆社員社会が変化・崩壊していくなかで、育ってきた層である。現在の中高年層は、非正社員をさらに活用する人件費削減経営に企業が大きくシフトしてきたなかで、就労を余儀なくされてきた層である。第二次ベビーブーム世代を含む現在の中高年層が抱える問題はこれからの日本の生活保障を考える上で試金石となると位置づけられるといっても過言ではない。その上で、この中高年層の労働条件にも看過できない地域間格差が存在している。そのことを本稿では明らかにし、地方圏の中高年者、特に単身者について性別・雇用形態別課題を考慮に

2) 「就職氷河期の世代支援策“約10万人が正社員に”」『NHK政治マガジン』2021年3月29日 (<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/56873.html> 2023年1月14日)

3) 2040問題とは団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には現役世代が急減する問題であり、8050問題は50代のひきこもり単身者が80代の親の面倒をみなくてはならず、共に収入がなく親子で社会的孤立が進む問題である。

(4) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

いれながら明らかにしていきたい。

まず、次節では、地方圏で中高年者が1人で生活するのに必要な最低生計費を算出する。次に、最低生計費が確保できないことで生じる問題を、最低生計費を試算するに際して筆者たちが行った「生活実態調査」をふまえて分析していく。その上で、地方圏賃金が上がらない理由についても考察を行い、地方圏における生計費の確保の課題を述べていく。

2 最低生計費試算「大分県調査」までの流れ

今回、地方圏である大分県の最低生計費の試算について、金澤誠一と中澤秀一が考案および実施してきたマーケット・バスケット方式を使って試算を行った⁴⁾。計算方法については、中澤秀一が監修した京都総評(2020)に詳しく記載されている。2020年秋頃に大分県労働組合総連合(以下、大分県労連)から筆者宛に同調査の分析依頼があり、2021年に調査表を配布し、2021年6月の地方最低賃金審議会開催前までに、大分県内で25歳の単身者が普通の生活ができる生計費を明らかにすることとなった。

2.1 調査内容—生活実態調査・手持ち財調査

2020年12月～2021年2月にかけて最低生計費調査票を大分県内の県労連加盟単組の組合員の他、大分県労連の呼びかけに協力してくれた民主団体を中心に配布し、1,483人分のアンケートを回収できた。調査表の配布は4,500枚になっており、おおよその回収率は3割強である。

アンケートは2つに分かれており1つは「生活実態調査」、もう1つは「手持ち財調査」となっている。前者「生活実態調査」では、年齢・性別・職業・

4) 調査結果報告書は大分県労連のホームページに掲載。(http://www.oita-kenroren.sakura.ne.jp/ 2023年1月14日)

月収・年収・家族構成のフェイスシートに加えて、家賃、交際費、医療・介護費、暮らしぶり等を聞いたものである。後者「手持ち財調査」は269種類の耐久消費財や消耗品など生活に必要な財の所有状況を聞いている。前者も後者も、この間、中澤が実施してきた最低生計費の調査アンケートを踏襲したが、一部設問を変えている。今回はコロナ禍でもあり、コロナ禍前と後の変化についても聞いているが、本稿ではコロナ禍前の生活実態から最低生計費を算出し、そこに生じる問題をみていくことにする。また、手持ち財調査も、一部商品の追加を行ってはいるが、ほぼ同じ品目の所有状態を聞いている。

2.2 調査方法—マーケット・バスケット方式、合意形成会議

調査内容は多く、回答には30分程度かかる調査にもかかわらず、大分県労連から各単組に対して、最低賃金を算出する基礎資料になるということでアンケート調査の記入や回収に力を入れてもらった。その結果、1,483人の協力者を得られた。

最低生計費試算の肝は、マーケット・バスケット方式にある。回答者の手持ち財および所有量を記載してもらい回答者の7割が所有しているものをリスト化する。その手持ち財を大分県で購入する場合の費用を実際に小売店に出向き、価格調査を行い、購入価格を算出する。さらに、手持ち財の耐用年数を国税庁の耐用年数表⁵⁾から算出し、1月分の減価償却費を算出し、それら手持ち財の購入価格1月分として積み上げて計算していく。また、消費量は所有者の平均値や中央値ではなく、少ない消費量を採用し、下から3割の消費量で算出している。最低生計費の最低とは、こうしたやや少なめの所有量の生活で算出されているところに最低と称する由縁がある。

5) 国税庁「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/700525/01.htm> 2023年1月14日)

(6) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

このアンケート結果は、そのまま使うのではなく、「合意形成会議」を行うことで修正を行う。今回、中高齢単身者の生活実態からみた7割程度所有している手持ち財の所有状況を聞いており、アンケート上は7割を下回っても、会議の意見をふまえて、持っていて当然のものを加えていく。例えば、40代50代の中高齢単身層のシングルベッド所有率は男性56.9%、女性40.6%と所有率は7割を切っていた。しかし、2022年1月に開催した中高齢単身者の合意形成会議の参加者⁶⁾からはシングルベッドは必需品であるとの意見が出て、今回最低生計費の試算に組み込んだ。価格調査で得られた1台18,231円のシングルベッドについて、耐用年数8年間で除し、1月あたりの減価償却は183円とし、計上した。

このようにマーケット・バスケット方式を合意形成会議で修正し、手持ち財の減価償却費を積み上げて最低生計費を試算する。これら商品価格に、食費、住居費、水光熱費、保健医療費、交通通信費、教養娯楽費（旅行等）やその他費用（冠婚葬祭、忘新年会、プレゼント等）などを「全国家計実態調査」や今回の生活実態調査を使って算出したものを月額にして積み上げ最低生計費としている。中澤秀一らによる他の都道府県の最低生計費も同様の方法で算出され、比較可能になっている。

すでに2021年6月に大分市在住の25歳単身男性で所得税や社会保険料等の非消費支出も入れて最低生計費が258,814円であることを報告している⁷⁾。これを1週40時間の法定労働時間で働くと月平均173.8時間となり、この時間で除すと、時給1,489円となる。これは東京都北区で2019年9月に実施された最低生計費調査⁸⁾で

6) 中高齢単身者の合意形成会議は2022年1月23日に大分市内の公共施設で開催。参加者は、大分県労連の組合員で40代以上の男女各2名の4名。

7) 「県労連、最低限必要な生活費を試算」『大分合同新聞』2021年6月27日朝刊。

8) 東京地方労働組合評議会「東京都最低生計費試算調査の結果について」（2019年12月18日）(https://www.chihyo.jp/wp-content/uploads/2021/02/191219_siryuu.pdf 2023年1月14日)

の25歳単身男性の時給1,436円とほぼ同じとなった。この他、子育て世代や年金単身者、年金夫婦世帯についても比較可能なように算出しており、次節で紹介する。

2.3 地方圏中高年単身層へ着目する理由

本稿では、40歳以上59歳までの中高年単身者の回答を使って分析を行っていく。総数は男性34人、女性54人とデータ量は決して十分とは言えない。一方で、次節以降で説明するが、他の階層である若年単身者、子育て世帯、年金単身者、年金夫婦世帯とは異なる生活課題を抱えていることがアンケート結果から浮き彫りになっている。

これまで中澤らの最低生計費調査においては、この中高年単身層の生計費は推計されてこなかった。この中高年単身層の最低生計費を明らかにすることで、現在、非婚化が続き、ロスジェネ層として不安定就労に悩む中高年単身層の生活不安や課題が析出される。まず、その他の階層で明らかになっている最低生計費と実際の稼得収入の格差がもたらす生活困難について、若年層のロールモデルでもある中高年層という視点から課題を析出する。次いで、高齢期に向かう中高年層という視点から、必要な社会政策を論じていく。政府の「就職氷河期世代支援プログラム」における部分的正社員化支援だけでは、解決に向かわないことを述べていくことになる。

これまでの最低生計費研究において、特に単身若年層で明らかになっているように最低生計費は全国一律の傾向を示している。一方で、賃金には地域間格差が存在し、その規定でもあり結果でもある最低賃金の地域間格差が全体として上昇しつつも、その格差が開き続けている。そこで、賃金の地域間格差の維持・拡大が中高年単身層にもたらす影響についても考察した。

中高年層の非正規化と単身化が強まっている。かつ、人口の分厚い第二次ベビーブーム世代が現在の中高年層である。日本的雇用システムから排除された中高年層の増加は、正社員家族での生活保障を想定している日本の社会保障の

(8) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

維持に大きな課題となっていく。さらに、これから20年もすると現在高齢期を迎えている第一次ベビーブーム世代とともに高齢期の仲間入りをして、高齢化が加速度的に進行する。婚姻数や出生数が低下傾向にある少子化と同時進行であることを踏まえると、2040問題や8050問題への対応は喫緊の課題でもある。中高年単身層の課題は、不幸な世代の救済問題ではなく、全ての世代に関係する社会課題であることが分かる。

3 大分県最低生計費調査の結果

まず、今回実施した最低生計費の調査結果を使い、50歳の単身者を試算すると、最低生計費は男女平均で304,301円となった。先に述べたように25歳単身は男女平均でみると261,450円である。これら単身者が最低賃金という保護しか受けられないとすると、図1で示されるように、最低生計費に届くには25歳で約14万円、40～50代で約18万円も不足していることが分かる。

参考までに子育て世帯や年金世帯の最低生計費も算出した。子育て世帯は、各年齢層一般労働者の平均賃金を賃金センサスより算出し、高齢層は厚生年金受給者の平均年金受給額を算出して最低生計費との比較を行った。

図1で示されるように、どの層も最低生計費が実際の稼得水準を大きく上回っている。特に50代の子育て世代で地方圏から都市部の私大に進学させる場合の最低生計費は大分県内同世代の平均賃金を38万円も超過している。最も差が少ないのは年金単身女性であった。理由の1つは、車の所有をしていないものとして試算する点が影響している。

本稿では中高年単身者層の最低生計費の試算を行い、労働市場で稼得できる賃金との開きからもたらされる課題を提起していくこととする。まず、中高年単身者の各経費の算出過程を簡潔に記す。

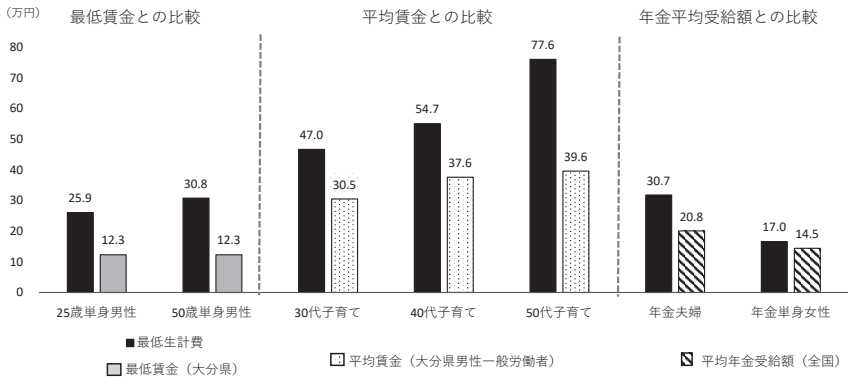


図1 大分県世代別最低生計費と大分県稼得水準の格差

注1：最低賃金は月150時間×2021年大分県最低賃金822円で算出。

注2：30代子育て世帯は幼稚園と小学生，40代子育て世帯は小学生と中学生，50代子育ては高校生と大学生の4人家族の最低生計費。平均賃金は2020年の賃金センサス男性一般労働者の所定内給与額と賞与から年収を算出して月平均にした。なお，50代子育て世帯の最低生計費が高くなっているのは，県外大学を想定し，仕送り費用9.1万円や入学時の生活用品を購入する費用平均28.8万円（減価償却6年で月0.4万円）も計上した結果である。

注3：年金平均額は「令和2年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」を使い，男女計の厚生年金受給平均額から算出した。なお，年金夫婦は厚生年金受給平均額に国民年金平均受給額を加算した。

出所：筆者作成

・対象モデルと居住地域

対象モデルとして，「年齢は50歳で，高校卒業後就職し，勤続年数が30年程度である労働者」を想定した。居住地域は，比較的家賃が安い南大分ないしは萩原あたりに住んでいることとした。

・食費

「日本人の食事摂取基準」（2020年版）の策定検討報告書から30～49歳の推定エネルギー必要量は男性2,650kcalで女性2,000kcalとなる。これら30日間分を担保する食品群の購入価格を算出する。その際，2019年「家計調査」から大分県

(10) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

の食品群ごとの下から20%層の消費量・価格を参考に、栄養バランスの取れた食事をする時にかかる費用を出し、これに朝昼のコンビニ等での弁当で摂取するカロリーや、外での会食費用の摂取カロリー⁹⁾を加えて1日摂取カロリーが獲得できる生計費を試算する。1ヶ月で男性は44,870円、女性は36,083円である。

・住居

単身者の居住面積は国土交通省の「最低居住面水準」から25㎡以上を算出し、大分市内でワンルーム25～30㎡をインターネットで調査をすると下は3万円台から、上は5万円台の物件が多く紹介される。今回の生活実態調査で、中高年単身者の家賃は(N=40)、平均43,915円、中央値50,000円、下から3割40,000円であった。また、共益費(N=44)は平均4,981円であった。よって、これら平均値は相場と大きく乖離しておらず、共益費込みの45,000円を住居費とした。

・光熱・水道

総務省「2019年全国家計構造調査」の大分県、単身世帯(45～54歳)の光熱・水道費は月9,418円(上下水道料込み:上下水道料918円)であった。都道府県については、性別数値がないため、2019年の全国平均の光熱・水道費の男女の按分割合を算出し、大分市における2019年から2020年への光熱・水道費の物価指数0.8%減で算定した。男性では月9,271円、女性では同様の方法で月9,412円となった。

・家具・家事用品

アンケート回答者の中高年単身者の手持ち財として7割程度が所有するか、

9) 朝は週2回月8回をコンビニ等で購入し、夕は週1回月4回を外食で試算することを合意形成会議で確認した。昼は男性も弁当を持参することもあり男性は月5回、女性は月10回弁当持参とし、残りの日(男性15回、女性10回)を購入するものとした。

合意形成会議で必需品とされた家具・家事用品の月当たりの費用（減価償却費）は男性5,422円で、女性は6,053円となった。

内訳は、電子レンジなど家事用耐久財が男女とも1,615円、クーラーなどの冷暖房機器が男女とも139円、ベッドなどの居間寝室用家具が男女とも215円になっている。この他に、蛍光灯を含む室内装飾品が月当たり男性844円、女性が802円、布団などの寝具類が男性703円、女性が886円、家事雑貨品が男性1,027円、女性が1,628円、ラップや洗剤など家事用消耗品が男性879円、女性768円と算出した。

・被服・履物

家具・家事用品と同じく所有率7割程度か、合意形成会議で所有するのが一般的な被服や履物の月当たりの中高年単身者層の月当たりの購入費用（減価償却費）を算出した。男性が4,319円、女性が5,753円となった。

これに加えて、クリーニング代として、合意形成会議の意見をふまえて、男性は年に1度、背広2着、礼服1着、オーバーコート1着を、女性はワンピース2着、フォーマルドレス1着、オーバーコート2着の計5着を自宅で洗濯できないために計上する。1着あたり1,100円とし、男性の4,400円を月当たりになると367円、女性は年5,500円で月にすると458円となり、被服・履物と合わせると、男性は4,686円、女性は6,211円と算出される。

・保健医療

総務省「2019年全国家計構造調査」の大分県単身世帯（45～54歳）の保健医療費は月9,963円であった。都道府県については、性別数値がないため、2019年の全国平均の保健医療費の全年齢平均で男女の按分割合を算出し、大分市における2019年から2020年への保健医療費の物価指数0.4%増で算定した。月当たり男性は9,982円、女性は10,022円となった。なお、生活実態調査では男性中

(12) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

高年単身では月平均4,551円、同女性では3,635円と低めの数値となっている。

・交通・通信

生活実態調査において「自家用車が必要だと思う」と回答した中高年単身層は81.8%であり、所有状況を「手持ち財調査」で見ると、軽自動車は38.6%、小型自動車以上は44.3%であった。よって、小型自動車を所有している場合で試算を行った。7年落ち小型自動車を購入し、税・保険料、整備費用、駐車場代、ガソリン代を計上すると月33,805円とした。車両価格は月10,417円、税・保険料が月10,168円、整備費用が月2,720円、駐車場代が月3,000円、ガソリン代が月7,500円と試算した。これは大分県の50代子育て世代の自家用車経費と同じものを使った。

総務省「2019年全国家計構造調査」の大分県、単身世帯（45～54歳）の通信費は月10,567円であった。都道府県については、性別数値がないため、2019年の全国平均の通信費の全年齢平均で男女の按分割合を算出し、大分市における2019年から2020年への通信費の物価指数0.3%増で算定した。男性は月10,516円、女性は月10,678円となった。

この自動車関連経費と通信費をあわせると、月当たり男性で44,732円、女性で44,483円となる。

・教養娯楽

教養娯楽費は、「生活実態調査」、「手持ち財調査」、および合意形成会議での意見をふまえて、下記の通りとした。

テレビやパソコンなどの教養娯楽用品費として月2,686円（手持ち財調査）、日帰り行楽費として大分県内を月2回、1回6,000円で月12,000円（生活実態調査）、1泊以上の旅行経費として九州外に年1回50,000円で月4,167円（生活実態調査）、映画やスポーツ鑑賞などの余暇経費として月2回程度で1回4,000円、

月8,000円（合意形成会議での意見）を計上した。また、NHK受信料として年契約月1,138円にネット配信のサブスクリプション契約月1,100円も合意形成会議で確認して計上した。

これらをあわせると、男女共通で29,091円となる。

・その他

その他経費には、衛生用品代や散髪代も含む理美容費として月当たり男性3,389円（理美容サービス月1,100円）、女性7,525円（同5,000円）、傘など身の回り用品費として男性749円、女性2,536円とした。

また、その他消費支出として、お小遣いは月6,000円（1日200円）、冠婚葬祭費は年2回計20,000円で月1,667円、お中元・お歳暮は5,000円を2回で月833円、お見舞い・プレゼント代は「生活実態調査」の中央値年30,000円とし月2,500円、忘新年会はコロナ禍前の基準で年2回計10,000円の月833円、自治会の月200円、組合費は収入の1%で2,900円を計上する。これら、その他消費支出を全て加算すると男女ともに14,933円となる。

その他消費支出に上述の理美容費、身の回り品を加算して、月当たり男性は19,071円、女性は24,994円と算出される。

・非消費支出

所得税、市県民税、社会保険料の支出を算定する。そのために、大分県大分市在住で、月収29万円、一時金年58万円年収406万円をモデル賃金とした。その参考数値として、厚労省「賃金構造基本統計調査」大分県2021年の「毎月きまって支給する所定内給与額」（産業規模別および男女計、50～54歳）で月32.0万円、賞与年88.4万円がある。試算モデルが単身者であること、非正規雇用である可能性もあることをふまえて、年収を平均よりも低い400万円程度と想定し、月収を1割程度減らし29万円とし、賞与は年2ヶ月とした。

(14) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

この月収・賞与をもとに所得税から算出すると月8,293円、市県民税は月14,191円、健康保険・厚生年金・雇用保険の費用を合算すると月52,802円と算出され、あわせると75,286円にもなる。これら非消費支出は収入の2割弱を占めており、必要経費とはいえ、大きな負担であり、所得が低いほど可処分所得への影響は大きい。賃金はこうした非消費支出を十分支払える水準でなければならぬ。そうでなければ社会保険負担が貧困を惹起する逆機能が起きる。大沢（2018）が指摘している点である。

以上の生計費を表にまとめたものが表1となる。

表1 大分県中高年（50歳）単身者の最低生計費
(単位：円)

生計費結果	大分市在住	
	男性	女性
A消費支出（1～10）	211,758	211,349
1 食費	44,870	36,083
2 住居費	45,000	45,000
3 光熱・水道	9,271	9,412
4 家具・家事用品	5,422	6,053
5 被服・履物	4,319	6,211
6 保健医療	9,982	10,022
7 交通・通信	44,732	44,483
8 教育・仕送り	0	0
9 教養娯楽	29,091	29,091
10 その他	19,071	24,994
B非消費支出	75,286	75,286
C予備費	21,200	21,100
最低生計費（税抜き）A + C	232,958	232,449
D同上（税込み）A + B + C	308,244	307,735
同上（税込み）D × 12	3,698,928	3,692,820

出所：筆者作成

4 最低生計費を確保できないことで生じる問題

4.1 最低生計費への「違和感」と少子高齢化

前述のように、金澤・中澤らが行った最低生計費の算出方法により初めて中高年単身層の最低生計費を算出した。その結果は上述の通り男女平均で30.8万円と、若年層の男女平均の26.1万円より4.7万円上昇している。これは、所得増加に伴う非消費支出の増加分も大きい、消費支出だけでみても2万円程度増加した結果である。子育て世帯では年齢とともに生計費の上がり大きいことと比べると緩やかな上がり方ではあるが、中高年層の生計費は若年層よりも高いことを示すデータとなっている。

この可視化に対しては、埼玉県労連が行った最低生計費の調査が新聞に報じられ、それを見た市民は子育て世代で月50万円程度が必要という試算結果に「それは高過ぎる」との「違和感」が出たとされる。橋本（2018）は「モデル世帯の世帯構造は現在の世帯の有り様からすると少数派と考えざるを得ず、そのことが、読み手に違和感を感じさせる」（p.137）と分析した。今回の大分調査では50代の大学生を都市圏の私大へ送り出す場合は、月77.6万円もの金額が4年間とはいえ必要になり、地方圏ほど最低生計費が高い。よって都道府県別でみて平均賃金の低い都道府県では、大学進学率も低くなっている（石井2021）。大分県は男女とも平均賃金は全国の最低クラスで最低賃金も最低クラスであり、その結果、最も経費がかかる4年生大学進学率は全国最低クラスになっている。

最低生計費がモデルとしてきた4人世帯が標準ではなくなっていることが最低生計費への違和感を増長させる背景には、橋本（2018）が指摘するように、こうした子育ての最低生計費を稼得できない労働市場状況の前に、婚姻や子育ての先送りが進んでいると考えられる。

4.2 地方圏における中高年単身層の課題

本稿で対象としている中高年層は、就職氷河期世代と呼ばれる長期雇用安定

(16) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

の労働市場への参入障壁が大きく、生計費を維持するなかで単身世帯という選択をとり続けざるを得なかった層でもある。若年層のワーキングプア問題は2000年代に入り、若者の就労支援施策が始まったが、それから20年近く経て、標準世帯の維持や増加ではなく、中高年者の単身化や非正規化が進む結果となった。

同時に若年層から中高年層にかけて非正規化が進んでいる。2007年から2017年における「就業構造基本調査」において、2007年時点で25～44歳が2017年時点で35～54歳になった際の非正規雇用の増加は全国で709.9万人から826.1万人と1.16倍の増加であるのに対し、大分県の同世代の非正規雇用は2007年の5.6万人から2017年の6.6万人へと増加し、1.17倍とわずかではあるが全国平均のペースを超えている。婚姻・子育て後の女性の主婦パートによる非正規化の影響もあるが、非正規労働市場の成長と晩婚化による単身中高年層の増加にも留意すべきである。また地方圏の中小企業正社員の賃金は非正社員のそれとの格差は小さいため、正規だからといって扶養者として安定しているとはいえない。

全国のデータでみると45～54歳層の非正規化は、主婦パートの増加によるところが大きい。正規労働の過酷さから逃れるための非正規への転換もあると考えられる。問題は最低生計費を超えられる稼得を得られるのかである。正規にしても非正規にしても今回試算した月30.8万円、年収ベースで370万円を稼得できている中高年単身者は多数派ではない。

主婦パートの場合、家事労働やケア労働の二重三重の過酷な労働負担という問題はあるが、配偶者の賃金と合算して、見かけ上は最低生計費に近づく層もあり、主婦パートの低賃金だけをもって最低生計費を満たしていないとは言えない。

ところが、中高年単身層の場合は、最低生計費は一人で稼得せねばならず、最低生計費の高い子育てモデル世帯に移行するハードルも高く、地方圏での労働市場改善を進める、産業政策、社会政策、労働運動などがなければ、単身者にとって、家族形成は選択されにくい。

4.3 中高年ワーキングプア率の都道府県比較

中高年層の非正規化をふまえて、地域特性をみるために、中高年単身層で45～49歳層について、ワーキングプア率として所得300万円未満層の割合を、2017年の「就業構造基本調査」から都道府県別に算出して、地図上に色が濃いほどワーキングプア率が高く表現されるように図示したのが図2である。

40代後半層で全国平均43.2%のワーキングプア率であった。図2から明らかのように、北東北や南九州などの周辺部において中高年層単身者のワーキングプア化が進んでいる。最も高いのは沖縄の77.9%であった。大分県は61.1%、東京都が最低で28.6%、大阪府は45.1%となっており、これらは最低賃金の低い目安制度のランク分けともおおよそ符合している。最低賃金の低さが中高年層のワーキングプア化を支えていると言ってもいい。図3では、最低賃金が高い地域ほど色が濃くなるようにすると、最低賃金額が低い地域で中高年のワーキングプア率が高くなっていることが見て取れる。



図2 45～49歳単身ワーキングプア率の都道府県比較

出所：総務省「平成29年就業構造基本調査」

備考：エクセルを使ってマップを作成。

(18) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

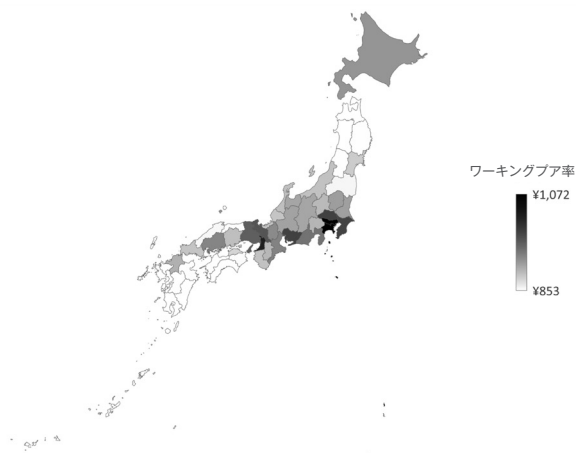


図3 都道府県別の最低賃金分布（2022年10月）

出所：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧 令和4年度地域別最低賃金改定状況」
備考：エクセルを使ってマップを作成。

4.4 中高年単身層の主観的困窮感

生活実態調査において、「現在の暮らしについてどう感じていますか」という問いに対し、「苦しい」、「やや苦しい」、「普通」、「ややゆとりがある」、「ゆとりがある」の5段階で聞いてみた。これらを単身者の世代別、若年（30代以下）単身、中高年（40～50代）単身、年金高齢（60代以上）単身と、子育て（30～50代）夫婦、年金（60代以上）夫婦の5つの階層で「苦しい」と「やや苦しい」割合を高い順に並べた。表2に示した通り、最も高いのは年金高齢単身の55.3%、次いで子育て夫婦の50.9%、続いて中高年単身47.7%、年金高齢夫婦37.0%と続き、最後に若年単身の29.3%となった。

あわせて、各類型別についても表2で上位3項目を示している。年金夫婦を除き、食費の負担が上位に入っている。地方圏では都市圏に比べ、食費や住居費は安価であるという言説が広がっており、最低賃金が地方圏でも低くても容認される根拠の1つになっている。この「低賃金容認言説」については後述す

る。今回の結果では、地方圏の生活者は食費や住居費（家賃）が生活を圧迫し、逆にその維持のために他の費用を抑制せざるを得ないことになっており、この言説に反する結果になっていることは注目すべき点である。もちろん、今回の調査はコロナ禍において自宅で過ごす時間が増加するなかでの反応でもあることとの関係を考えておくべきではある。

表2 世代世帯類型にみた負担感と負担に思っている家計支出

		暮らしが「苦しい・ やや苦しい」割合	負担に思っている項目		
			1位	2位	3位
単 身	若年	29.3%	家賃	食費	水道・ガス・電気代
	中高年	47.7%	電話代(携帯含む)	食費	家賃,医療,税金
	年金	55.3%	医療	水道・ガス・電気代	食費
夫 婦	子育て	50.9%	ローン・借金返済	食費	電話代(携帯含む)
	年金	37.0%	医療	社会保険料	水道・ガス・電気代

出所：大分県労連「生活実態調査」(2021年)

さて、この表2の結果から、以下の3つの傾向に着目することができる。

1つめは、年金単身者の困窮感が、他の単身世帯や子育てあるいは年金夫婦よりも強いことである。

今回調査において、図1でみたように、最低生計費と平均年金受給額との格差は必ずしも大きくはなかった。そもそも年金額の支給には個人間格差が大きい。年金は所得比例であり、所得の高い大企業の少ない地方圏において厚生年金の平均額を受給できない層は多数いる。そのため、最低生計費と実際の生活の開きが発生していると考えられる。ところが、年金高齢夫婦の困窮感は今回最小になっている。2人分の年金収入効果や共同生活が困窮感を軽減させている傾向があることが推測されるが、ここではこれ以上については言及できる材料がない。

また、高齢単身と高齢夫婦が負担に思っている家計支出を同時に聞いている

(20) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

が、ともに医療費が最も高い。これは、医療費が可処分所得を減らすことへの危機感の表れであり、社会保険料や水道・ガス・電気料金などの公共的なサービス費用も上位にあることから、これら医療・社会保険料など所得再分配機能を持つ経費が生活＝消費支出を圧迫する逆機能となっていることは、先に紹介した大沢（2020）の指摘もふまえて、留意すべき点である。

2つめに、子育て夫婦の困窮感が高いことである。

その家計負担感の要因を表2でみると、他の層では挙げられない「ローン・借金返済」が登場する。これは、教育費や住宅ローンの費用が考えられる。教育費は、地方・都市圏間の格差はないどころか、地方圏でより負担は大きい。大学進学や都市圏にある専門学校進学となれば、もう1つの世帯の生活費と高額な学費の負担が重くのしかかっている。年功賃金はこの点で負担軽減に資することになるが、今回の4人家族の大分県試算では、大学進学前から50万円前後の生計費がかかり、私立大学へ進学し、仕送りも必要ならば、最低生計費は80万円程度にも達する。

3つめが、単身層の年齢上昇とともに困窮感が高まる点についてである。大分県の中老年単身層の最低生計費は男女平均で30.8万円であった。25歳単身の男女平均26.1万円より上昇したのは先に述べた通りであり、最低生計費は子育て者はかなり傾斜がある年功カーブを描くが、単身者においても緩やかな年功カーブとなっている。ところで、大分県の一般労働者の40代男性平均賃金は37.6万円、50代では39.6万円であり、単身の場合は最低生計費を上回る。にもかかわらず、困窮感が上がる理由はなぜか。

そのことをみるために、雇用形態別と月収別の2つの視点から困窮感を表3でまとめた。まず、雇用形態別でみると、非正規では年齢性別を問わず60%を超え、困窮感がかなり高いことが分かる。また、年齢の変化でみると、男性では中高年になると、困窮感が正規も非正規も高まる。一方、女性では、そうした変化はみられない。このように、女性正規で困窮度が低く、男性正規では高

くなるのは、男性正規の所得水準が相対的に低いことが考えられる。このことは、低賃金層の困窮感が男性でより強いことから推測される。男性賃金は労働市場では女性より年功性を強く帯び、その格差感が低賃金層に意識されているのではないだろうか。

また、今回の中高年単身世帯とは別に、参考として、親と同居する中高年層のうち非正規就労を行っている者の困窮感の年齢別変化もみてみた。すると、表3の最右行で示されるように、若年層から中高年層にかけて38.7%から52.2%へと大きく伸びる結果が得られた。最低生計費は年功化しているのに、労働市場では十分な生計費を獲得できる人は多くはない。若年層においては親がいることで困窮感を低減できたが、中高年では非正規であり続ける場合、困窮リスクを高める方向に向いてしまう傾向がみられる。

表3 雇用形態別月収別世代別にみた暮らしが「苦しい・やや苦しい」割合＝主観的困窮感
(単位：%)

	単身世帯						参考： 親と同居単身 (男女計)
	男			女			
	正規	非正規	月収25万円 未満	正規	非正規	月収25万円 未満	
若年	24.1	62.5	31.8	32.3	61.0	48.2	38.7
中高年	46.2	75.0	66.7	25.0	60.0	53.7	52.2

出所：大分県労連「生活実態調査」(2021年)

こうした中高年単身世帯の経済的負担で上位に来ていたのは電話代であった。食費や家賃よりも安価であると思われる経費が負担感となっているのは、コロナ禍のリモートワークに対して、自己負担で対応しないといけないことへの負担感であることが推測される。特に通信費は全国一律であり、地方圏の賃金が安いからといって、安価にはならない。また、若年にはなかった医療費の負担感も中高年から出てくることにも留意すべきであろう。

(22) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

4.5 年齢別の最低生計費からみた中高年期の生計費問題

今回単身層については、中高年層だけではなく図1で紹介したように若年層、年金高齢層も試算した。それら試算について、一覧にして各費目で比較可能にしたものが表4である。なお、性別は女性で統一した。

表4 年齢別最低生計費（単身女性）の内訳と推移

(単位：円)

生計費結果		大分市在住		
		25歳	50歳	70歳
A消費支出（1～10）		191,848	211,349	145,833
	1 食費	35,785	36,083	29,191
	2 住居費	39,000	45,000	39,000
	3 光熱・水道	7,560	9,412	12,142
	4 家具・家事用品	5,384	6,053	7,278
	5 被服・履物	8,896	6,211	8,456
	6 保健医療	3,574	10,022	6,008
	7 交通・通信	36,142	44,483	10,764
	8 教育・仕送り	0	0	0
	9 教養娯楽	26,635	25,091	10,190
	10 その他(交際関係)	28,545	24,994	22,804
B非消費支出		53,037	75,286	9,282
C予備費		19,200	21,100	14,600
最低生計費（税抜き）A + C		211,048	232,449	160,433
D同上（税込み）A + B + C		264,085	307,735	169,715
同上（税込み）D × 12		3,169,020	3,692,820	2,036,580

出所：筆者作成

この表4から明らかになる特徴と課題を3点指摘する。

まず、第一に、これまでも繰り返しになるが、生計費の年齢比例性である。子育て夫婦に比べ、子どもの扶養費がない分、生計費はかなり低くなる。しかし、単身でも年齢とともに生計費は上がるため、賃金で生計を支える場合は年

功カーブが必要になる。その増加要因はより広めの所に住む家賃，そこに付随する光熱・水道費である。また，自動車は軽自動車から小型自動車へと乗り換えていくなかで費用が上がっていく。これら経費の増額はぜひとくと捉える世論もあるかもしれない。しかし，最低生計費調査は実態の普通の暮らしから演繹されたものであり，調査者が勝手に費目を追加したものではなく，中高年単身層においての普通の暮らしぶりのコストになっている。

また，医療費の大きな増加は年齢比例的に支出が高まっており，これが最低生計費を高める理由になっている。仮に医療費の支出は避けられないとすると，賃金が年齢とともに上がらないならば，医療費が食費などの他の消費支出への抑制要因になる。あるいは，健康を犠牲にして消費支出を維持することになる。この他にも非消費支出である所得税，市県民税，社会保険料も重くのしかかる。賃金センサスの大分県版をみると中高年40代，50代だと，月平均30.8万円，年収370万円を超えることは不可能ではない。しかしながら，図2でみた年収300万円未満比率の多さ，表3でみた月収25万円未満層の困窮感の高さから，地方圏の中高年ワーキングプアの生活困難は続いている。

今後高齢単身層になって，最低生計費が下がるとしても，現在の社会保険制度では，中高年期の所得の少なさが年金の少なさにつながり，高齢期も引き続き生活保障の底抜け状態が続くことになってしまう。加えて，人口規模の大きな世代であるロスジェネ層の高齢化は現在の社会保障制度の維持に大きな困難を生じさせる。

4.6 非正規中高年単身層の消費支出の節約

年齢とともに最低生計費は上昇することをみた。この最低生計費の上昇は食費や家賃の他，医療費や社会保険料等の支出増加をその要因としていた。その費用を支払うことが困難な中高年層は，消費支出の抑制を行い，ひいては困窮感を増加させると考えられる。

(24) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

先にみた表3では、非正規層や月25万円未満の低所得層で困窮感が高いことをみた。そこで、中高年単身層を正規と非正規で医療費の変化をみてみたい。今回の「生活実態調査」の医療費（医薬品代含む）の月あたりに実際に使用した経費をみてみる。表5のように、中高年単身正規は平均で4,423円に対し、同非正規は3,899円であった。一方、20代、30代の若年層の正規と非正規も同様に平均値をみると、正規は月4,703円、非正規は5,321円であった。中高年層になると正規も非正規も抑制されているが、特に非正規での抑制が大きい。

また、1年間の家族・親戚・恋人などへのプレゼントやお年玉や見舞金などの贈り物代も同様に比較してみる。こちらは、正規層では、若年層が月3,234円だったものが、中高年層で月6,938円と支出がかなり多くなっている。一方で、非正規層は医療費同様に月4,316円から月3,059円と抑制がかかっている。

表5 雇用形態別にみた年齢上昇と消費支出（医療費、贈り物代）の抑制
(単位：円)

	①中高年層	②若年層	差 (①-②)
医療費・正規	4,423	4,703	▲ 280
医療費・非正規	3,899	5,321	▲ 1,422
贈り物・正規	6,938	3,234	3,704
贈り物・非正規	3,059	4,316	▲ 1,257

出所：大分県労連「生活実態調査」(2021年)

4.7 中高年単身層の休日の過ごし方

中高年単身層の休日（余暇）の過ごし方を聞いている。コロナ禍においては自宅で過ごすことが多くなってしまったため、2019年のコロナ禍前と2020年のコロナ禍両方について聞いている。ここでは2019年のコロナ禍前について集計した。

図4で示されるように正規も非正規も「家で休養」や「ショッピング」が上位を占め、選択した割合も大きく違わない。ただし、それ以外の項目は正規と

非正規の間に違いが認められる。

正規が多くなっているのは、読書、映画鑑賞、スポーツ、日帰りの行楽、1泊以上の旅行で、能動的かつ経済負担を伴う活動である。逆に非正規は、家事や育児、園芸・野菜作り、社会活動、特に何もしない、など支出を伴わない活動が多く、稼得状況にかなり影響を受けていることがわかる。

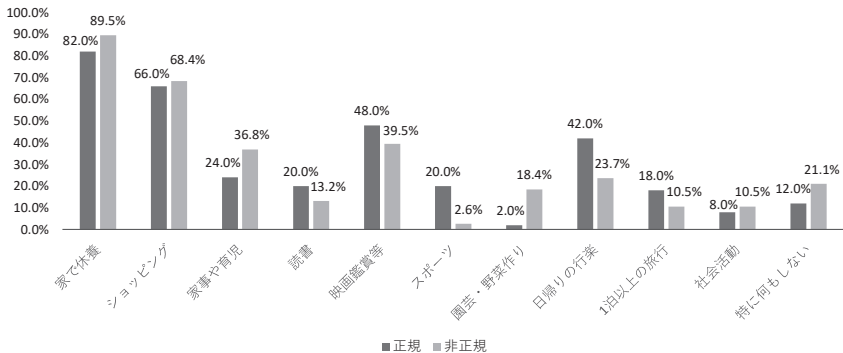


図4 中高年単身層の休日の過ごし方（3つまで選択）

出所：大分県労連「生活実態調査」（2021年）

稼得状況や就労状況が余暇を規定することは、地方圏のインタビュー調査（石井他2017）でも紹介されている。24歳の大卒で市の臨時職として働いていた女性は、「休日は自室のパソコンでオンラインゲームをすることが多い。外出することはほとんどなく、したとしても近所のコンビニへ行くくらい。外出するとお金が必要になってしまうから外出は控えるようにしている」と語っていた。また、正規ではあるが、25歳の大学中退でドラッグストアの販売をしている男性は、仕事で疲れて休みの過ごし方として、「一人になると、前日のDVDを借りてきて見て、家にひきこもっている」と言い、就労の過度の疲労が休暇のあり方を規定している。この結果、招来の展望が見いだしにくくなっている。

(26) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

そして、32歳大卒で郵便局の非正規として働く男性は「今は実家で暮らしているからいいが、将来一人になった時に収入的に今の状態ではやっていけない」、「結婚については収入の面から今はまだ何も考えられない。結婚したいという気持ちや子どもが欲しいという気持ちがあるが今の金銭状態だと無理だろう」と就労状況が結婚や子育ての希望を奪っていることを述べている。

休日の質は仕事のあり方と繋がっており、単なるバランスではなく、労働が生活の展望を奪っていると言える。

4.8 小括

以上の中老年単身層の最低生計費からみた課題をまとめる。まず、実態として中老年層の非正規化が進んでいた。その結果として、地方圏ほど、中老年の低所得化が進んでいた。主婦パートのように扶養者として働く者もかなりの割合を占めてきたため、中老年単身層の低賃金問題は「中老年フリーター問題」、「ロスジェネ問題」、「就職氷河期世代問題」としてようやく10年ほど前から議論されつつも、改善の方向には向かっていない。

今回、中老年層の最低生計費を算出することで、理論値と実態値にいかにか格差があるかは明らかになった。特に都道府県の中老年単身層のワーキングプア率をみると、最低賃金の低さと連動していることが窺える。

中老年単身層は日本的雇用システムの周辺に位置づけられ、非年功的賃金として労働市場で稼得している。しかしながら、最低生計費は年齢比例的であり、中老年層の賃金に若年期よりも伸びがなければ、何らかの調整が必要になる。

地方圏では中老年層のワーキングプア率が高い一方、最低生計費には都道府県格差が少ないとすると、地方圏中老年層が抱える問題は都市圏の問題以上に深刻である。さらに中老年層は社会移動が少ないことを考えると困窮度の高い高齢人口層を多く抱える際の社会保障問題が深刻化する。

今回、主観的困窮度を年齢、性、雇用形態、月収別でみたところ年齢ととも

に困窮度は上がり、非正規であり低賃金ほど困窮感が高まった。若年層も最低生計費への不足分が大きいにもかかわらず、困窮感は少ない。本稿との関係では最低生計費との格差の少なさがある。本調査では明らかにならないが、親類からの援助の他、昇進や労働移動による賃金上昇に対する期待感もあることも推測される。こうした見通しとは裏腹に、地方圏の労働市場の年功賃金は年々上がらなくなり、中高年になり賃金が伸び悩むなかで、本文でも紹介した、医療費やプレゼント経費の節約が生じていることが考えられる。また、男性正規の困窮感が高く出てくるのは月収と関係していると考えられ、正規とはいえども月収の低さは困窮感を高める。必要な消費支出に見合った賃金を得ることが求められている。

以上から、中高年層にかけて賃金が伸び悩むなかで、地方圏の貧困問題は深化している。最低賃金の上昇において、この間、若干の初任給やパート賃金は改善化しつつも、その賃金が継続する限りにおいては、貧困を減らすことにならない。

年齢や人生とともに生計費が、子育て、介護などのケア費用、医療費、交際費、より快適な住宅、より文化的な生活をするための教育費など、人生経験とともに増加する可能性が高い。このなかで、最低生計費基準とは異なる基準で作られた地方圏の労働市場は、これらの潜在的顕在的経費を個人に任せる。その結果、中高年期には、子育ての節約という未婚・少子化、住居費の節約という親との同居、社会関係や文化力を広げる交際費や教養娯楽費の節約という選択肢が合理的な選択になっている。地方圏ではその選択は都市圏以上に狭い。

さらに、地方圏だけでなく全国的に問題になっている低い労働条件による介護人材の不足があり、海外からの人材を呼び込まないと成り立たなくなっている。地方圏ではそもそも介護人材は少なく自助対応になる。家族内での親兄弟の介護は働きたくても働けないミッシングワーカーの問題に繋がることも考えられる（NHK2020）。

(28) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

地方圏における教育費負担の問題も深刻である。地方圏の一般労働者の平均賃金と4年生進学率はかなりの相関を示し、特に女性の一般労働者の平均賃金と女性の4年生進学率の相関が大きいことは石井（2020）で示している。

このように、地方圏の低賃金、ワーキングプア率の高い状態が続くことは「地方創生」とは逆行することになる。本節の分析から明らかになる知見は、中高年期の貧困＝最低生計費の不足は、若年期の労働市場における雇用劣化が中高年期にも続く問題とみることができる。もちろん、こうした流れだけが一方的に進んでいるわけではなく、地方圏のなかでも、雇用以外の取り組み＝自営で、生計費を維持する取り組みが広がっている。この点の調査研究は現在展開しているところである（石井2018）。

さて、労働市場はあくまでも需要と供給の会う場ではない。その労働市場の枠組みは90年代以降大きく変容していることと地方圏中高年単身層のおかれた状態を関連付けて考えていく必要がある。最低生計費を獲得できないことで起きる問題として、地方圏高齢単身層の増加による社会保障問題がある。地方圏に住む若者、子育て世代が社会保障の負担をめぐって高齢単身層との間で分断がもたらされない仕組みが求められている。そのための方法を最後に論じて本稿を閉じる。その前に次節では、地方圏の賃金を低位に位置づけている国の賃金政策について論じる。

5 地方圏中高年層の最低生計費と「最低賃金」・「標準生計費」

大分県中高年単身層の最低生計費を試算し、最低生計費が確保できていない中高年単身層についての問題を論じてきた。

大分県を含む地方圏中高年単身層のワーキングプア率が高いことを図1でみた。南九州、北東北といった最低賃金の目安区分Dランクでより高い傾向にある。最低賃金の決定基準は、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金」を考慮しているとされるが、冒頭で述べたように地方圏と都市圏の最低生計費は変わ

らない。にもかかわらず、2021年で2割以上の格差が存在するのは、「通常の事業の賃金支払い能力」が大きく影響していることになる。

また、最低賃金を引き上げることに繋がっている2008年の最低賃金法の改正以降、最低賃金は底上げされてはいるものの、コロナ禍の2021年にはじめて地域間格差なしという答申が出された以外、目安制度のAランクとDランクには地域間格差が作られており、結果、最低賃金の地域間格差は開いたままである。2021年で最高賃金を100とした時の最低値は76.8で、2014年以降若干改善傾向にある。目安制度で示される額には格差があるものの、賃金の低い地方圏では最低賃金に比べると目安額の割合は高くなり、最低賃金額として格差は改善しているようになる。ただし、2003年は85.5であり、2013年まで格差は広がっていた。生活保護制度との調整で都市圏への上乗せ分の影響であり、未だ2003年水準にすら戻っていない。21世紀は格差が拡大し続けてきたと総括できる（三菱総研2022）。

さて、労働者の生計費の地域間格差に影響を与えていると考えられるのが、消費者物価指数と家計消費支出の地域間格差である。前者の格差は2019年で全国平均100として、最低の宮崎県（96.0）と最高の東京都（104.0）は8ポイントしかない。よって、家計消費支出の地域間格差が大きいことになる。

この家計消費支出に規定されて決定されている賃金として、公務員の賃金がある。人事院が毎年出している「標準生計費」である。「標準生計費」は最低賃金と異なり企業の支払い能力には規定されない。しかし、賃金の支払いが少ないなかでの消費支出は節約されることになり、賃金の低い地方圏では消費支出は低くなると考えられ、間接的には賃金と連動する。さらに、この「標準生計費」は地方圏の中小企業の賃金基準としても参照される。その金額は最低賃金をはるかに下回る。ちなみに大分県の2020年4月時点での1人世帯の「標準生計費」は消費支出のみで97,110円である。この時、東京都は126,390円であり、ほぼ地域別最低賃金の格差が踏襲されている。今回算出した中高年単身層の消費支出が男性で208,227円であり月10万円以上の開きがある。

(30) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

人事院は令和2年(2020年)について、「1人世帯については、平成26年の『全国消費実態調査』を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、令和2年4月の費目別標準生計費を算定した」としている。それ以前、平成30年(2018年)4月までは、「1人世帯については、平成26年の『全国消費実態調査』(総務省)の18歳~26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定した」としている。この並数階層という最頻値を抽出することで、標準生計費は平均値よりも低くなる。

「標準生計費」がもたらす問題は、最低賃金引き上げを求める労働組合が問題視しているものの、研究・議論の俎上に上っていない。地方圏中高年層のみならず地方圏のワーキングプア率の高さを維持する制度装置にもなっていると考えられる。

少なくとも3点は問題提起する。

1つめは、用語の問題である。並数=標準という使い方である。地方圏の単身層の生活実態は初任給の低さ、企業の支払い能力の低さ、そしてその基準になる最低賃金に規定されて今回算出したマーケット・バスケット方式での生計費とはかけ離れたものになっている。このかけ離れた数値は実態がそうだからといって、標準と呼んでいいのかという問題である。

2つめは、並数の算出根拠が不明な点である。並数が平均とどれだけ乖離しているのか、標準偏差はどのくらいなのか、サンプル数がどれくらいなのか不明である。

3つめは、「標準生計費」には、今回算出された年齢上昇による生計費アップ要因が含まれないことである。年齢とともに、交際関係は広がる、住居水準も上げていく、そして加齢とともに医療費が上昇する。医療費については、地方・都市にかかわらず生活・労働環境の変化から心的負担が大きくなり、うつ病への対応コストが大きくなるのしかかっている。こうした情報化に伴う社会構造

変化による疾病負担も個人負担になっている。今回調査で中高年層における費用分析をした際に、医療費を節約する傾向や、プレゼントなどの交際経費を節約する傾向がみられた。特に非正規層では、その傾向は明らかであったことを想起すると、その非正規層が寄って立つ賃金基準は最低賃金と標準生計費である。ここに大きな地域間格差があることで、ロスジェネ問題は全国的問題という側面だけでは捉えられず、地方圏ロスジェネ問題を議論する必要がある。

このように最低生計費からみると、最低ではない「最低賃金」、標準ではない「標準生計費」が「地方創生」において逆機能をもたらし続けていることへの研究・検証が必要と考える。冒頭に述べた2006年の国家公務員の給与構造改革も地方圏と都市圏の賃金格差を拡大する方向に進めていることがもたらす地方圏の生活構造への影響も研究・検証されるべきと考える。

6 総括と展望—最低生計費をいかに確保するか

＝「地方低賃金容認言説」の修正

本稿をまとめたい。本稿では地方圏中高年層の最低生計費の試算を行い、そこから明らかになる課題を論じた。最低生計費が年齢と連動すること、地方圏中高年単身層においてワーキングプア比率が高いこと、男性正規でみられたように相場賃金との格差は困窮感を高めることなどが分かった。

中高年単身層の問題は10年以上も前から議論されてきたが、その進展はなく2019年ようやく「就職氷河期世代支援プログラム」として動き出す。しかし中高年非正規層は増え続け、1997年35～54歳でみて486万人であったのが10年後2007年662万人、そしてさらに10年後2017年には785万人と雪だるまのように大きくなっている。もちろん扶養パートも大多数存在するものの、単身層も増え続けている。この785万人にたいし、正社員化がいかは脇におくとしても正社員30万人はあまりに少なすぎる。東京オリンピック予算が3兆円規模まで

(32) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

膨れたと言われる¹⁰⁾。この支援プログラムは3年で650億円に過ぎない¹¹⁾。20年後の社会保障を規定する重要な施策にもかかわらず、その後のコロナ禍のなかでうやむやになっており、正社員への移行は2021年に報じられた10万人ではなく3万人程度に過ぎないと言われ¹²⁾、多くは正規公務員への中途採用の狭き門がほんの一瞬だけ開いた形で中高年単身層の不安を解消はできていない。20年後の社会保障にも不安が残り続けている。

橘木(2020)『中年格差』においても問題提起されている。そこでの解決策は医療、年金、介護、失業という社会保険制度への包摂が述べられている。就職氷河期世代は、まともな就労から排除され、社会保険制度からも見放された。日本的雇用システムの「犠牲者」である。就労を介さなくても社会保険に参加できる仕組みを考えることが述べられる。本稿でもみたように、医療費の節約は起きており、非消費支出は中高年では月7万円にも達するなかでは、社会参加は困難である。負の所得税という考え方による包摂も有力な議論である。また、岩田(2021)の生活保護を解体し、社会手当化で必要な人々全てに編み直し、支給する考え方は、最低生計費に満たない生活を選択せざるをえない中高年層には有効な施策と考える。しかし、橘木や岩田の考えには賛同しつつ、本稿では、就労を通しての福祉の可能性を同時に目指す社会運動が必要である。このことを最後に論ずる。

そもそもなぜ地方圏は都市圏に比べ、賃金が低いのか。本稿で指摘したのは、

10) 「実は3兆円超え?試算も 東京五輪『1.4兆円』に関連経費含まれず」『毎日新聞』2022年6月19日オンライン版 (<https://mainichi.jp/articles/20220621/k00/00m/050/111000c> 2023年1月14日)

11) 「『就職氷河期』支援に650億円超 政府が行動計画」『朝日新聞』2019年12月25日(オンライン版) (<https://digital.asahi.com/articles/ASMDR5CQ7MDRUTFK01F.html> 2023年1月14日)

12) 「氷河期世代支援、目標の10分の1 参加者すら把握しない事業…」『毎日新聞』2022年7月7日(オンライン版) (<https://mainichi.jp/articles/20220706/k00/00m/010/315000c> 2023年1月14日)

厚生労働省「最低賃金」制度と人事院「標準生計費」が1つの規定要因になっていることである。さらに人事院は2006年以降、地方民間企業の賃金が低いことを理由に公務員賃金の地域間格差を広げ続けている。この点が第1の要因と考えられる。

第2の要因は、本稿では分析していない地方圏の労使関係要因である。労働組合の組織率は低迷の一途を辿っている。組織率を厚生労働省「労働組合基礎調査」によれば、全国平均2021年で16.9%であるが大分県は15.2%、宮崎県は11.3%と地方圏は低く、東京都は25.0%と高く、労使関係の地域間格差は大きい。地方圏では労働組合が賃金闘争をする基盤は脆弱であり、最低賃金の地方審議会でも発言力は弱まることは想像に難くない。また、地方圏では雇用拡大のための企業誘致が盛んである。安価な人件費を前提にした雇用拡大に対して、都市圏と同様の賃上げは困難である。その前提として生計費が安価な労働者とされるが、最低生計費はそうした考えが誤りであることを示している。

そして最後の要因は、「地方は物価が安く暮らしやすい」や「地方で賃上げすれば、経営を圧迫する」という地方圏での低賃金を合理的な判断のように思わせる言説の広がりである。金澤・中澤がこの間示してきた最低生計費は、「物価が安く暮らしやすい」という言説が誤っていることを明らかにした。実際に、アンケート調査では、食費や家賃への困窮感が高かった。一方、人件費増が「経営を圧迫する」のは事実としても、生活がなりたたなければ賃上げを交渉するはずである。だが、地方は物価が安いという言説がそうした動きを押さえ込むのではないだろうか。さらに国が作った地域間格差を前提とする最低賃金制度と、低い組織率に代表される地方圏での労働者の分断は、この言説を弱めることはなく、ますます強めている。こうした政労使の認識論的誤謬状態が中高年期の貧困を招き、ひいては地方圏では生活できなくなる方向に進ませている。筆者はこうした政労使に広がる「地方低賃金容認言説」をなくすことが、まず先決ではないかと考える。

(34) 最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」

2017年に社会政策学会賞を受賞した金（2017）は日本のパート労働者が低賃金を合理的に引き受ける仕組みを「主婦協定」として説明した。主婦パートは仕事が忙しくても家庭優先性の雇用形態であり、気兼ねなくワークライフバランスが可能な働き方として、それが不可能な正社員たちと賃金形態が異なることを理解しているとした。パート本人と労働組合と企業が合意した枠組みである。さらに、非課税制度による政府も後押しする。結果、女性の低賃金が正当化される。同じ構造が地方圏にも広がっていると推察できるのではないだろうか。

本稿で明らかになったように、低賃金の長期化は、休暇のあり方も変える。医療費や交際費の抑制、子育て、教育、能力開発、文化活動への取り組みを消極化させてしまう。地方圏こそ、こうした能動性が求められる時代にありながら、地方圏の低賃金施策はそれを逆行させる。この意味で「地方創生」施策においては、「地方低賃金容認言説」を前提とした仕事作りを改めることが課せられており、労使関係もこの軸で発展すべきと考える。これが地方圏の中高年単身層の最低生計費から明らかになる「地方消滅」回避策と考えられる。

参考文献

- 石井まこと・宮本みち子・阿部誠編（2017）『地方に生きる若者たち』旬報社。
- 石井まこと（2021）「非正規労働とワークライフ・インテグレーション」『ワークライフ・インテグレーション』ミネルヴァ書房。
- （2021）「地方の暮らしをどう構想するか？」『月刊全労連』6月号。
- （2020）「地方労働市場と地方高卒・大卒出身者のライフコース」『日本労働研究雑誌』5月号。
- （2018）「地方圏における自営業セクターと多様な就業・生活」『大分大学経済論集』70巻3・4号。
- 岩田正美（2021）『生活保護解体論：セーフティネットを編みなおす』岩波書店。
- NHKスペシャル取材班（2020）『ミッシングワーカーの衝撃：働くことを諦めた100万人の中高年』NHK出版。

- 大沢真理 (2018) 「逆機能する税・社会保障制度—アベノミクスは何をしたのか」『経済社会とジェンダー』第3巻。
- 雨宮処凛 (2020) 『ロスジェネのすべて：格差、貧困、「戦争論」あけび書房。
—— (2009) 『ロスジェネはこう生きてきた』平凡社。
- 金澤誠一 (著) / 労働運動総合研究所編 (2012) 『最低生計費調査とナショナルミニマム—健康で文化的な生活保障』本の泉社。
- 京都総評 (2020) 『2019年最低生計費試算調査 (通称：京都生活実態調査) 報告書』。
- 小林美希 (2018) 『ルポ中年フリーター』NHK出版。
- 金英 (2017) 『主婦パートタイマーの処遇格差はなぜ再生産されるのか』ミネルヴァ書房。
- 橘木俊昭 (2020) 『中年格差』青土社。
- 中澤秀一 (2012) 『これだけは必要だ！静岡県の最低生計費』本の泉社。
—— (2011) 「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』(7)。
- 橋本紀子 (2018) 「生計費調査から見る日本の世帯構造の変化：「埼玉県最低生計費調査」を巡るSNS上の反応を巡って」『関西大学経済論集』67 (4)。
- 藤森克彦 (2010) 『单身急増社会の衝撃』日本経済新聞社。
- 増田寛也編 (2014) 『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中央公論社。
- 三菱総合研究所 (2022) 『最低賃金に関する報告書』。